

日本空衛協発26第9号
平成26年 3月19日

会員会社 社長 殿
団体会員 代表者 殿

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会長 大内 厚

公正な企業活動の徹底について

平素は当協会事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、空調衛生工事業は建築物の重要な構成要素である空調衛生設備の構築・保全を通じて、快適環境の創出と地球環境の保全を図り、低炭素社会実現に貢献するという重要な社会的使命を担っております。このような使命を果たすため、優れた人材の確保・育成に努め、日々技術開発を進めることなどにより、よりよい空調衛生システムを提供していくことはもとよりですが、法令を遵守し、公正・適正な市場競争の下で事業活動を進めることにより、社会の一員としての責任を果たしていくことが強く求められています。

このような認識の下に、当協会においては、平成18年2月及び同6月に会長通知「公正な事業活動の推進について」を発出するとともに、会員企業に対して企業倫理に係る講習会を実施するなどにより法令遵守の徹底を図ってまいりました。

こうした中で、このたび、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の北陸新幹線設備工事の入札をめぐる、当協会会員企業及びその社員が独占禁止法違反の罪で起訴されるという事態に至ったことは、当業界のみならず建設事業及び建設産業全体に対する顧客や社会全般の信頼を傷つけることとなり、誠に由々しきことであります。

このたびの事態を真摯に受け止め、再びかかる事態が生ずることがないように徹底することにより当業界の信頼回復に努めるとともに、建設産業全体の社会的評価の向上に貢献できるよう最大限努力していかねばなりません。

ついては、会員企業・団体の皆様におかれましては、独占禁止法等の法令の遵守はもとより、コンプライアンスの徹底を図ることにより広く社会的責任を果たされるよう、改めて特段のご配慮をお願い申し上げます。